

柏崎市物品の調達等に係る競争入札参加者心得

(目的)

第1条 この心得は、市が発注する物品の買入れ、印刷製本に係る製造の請負に係る競争入札に参加する者が守らなければならない事項について、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入札の通知)

第2条 制限付一般競争入札においては、入札の日時、場所その他必要な事項を公告により定めるとともに、市ホームページにより閲覧に供するものとする。

2 指名競争入札においては、入札の日時、場所その他必要な事項を記載した通知書（当該通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「指名通知書」という。）を当該入札に参加させようとする者に通知するものとする。

(参加資格等の取消し)

第3条 制限付一般競争入札に参加しようとする者又は指名競争入札において指名を受けた者（以下「入札参加者」という。）が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加資格又は指名を取り消すものとする。ただし、市長が特別の必要があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 特別の理由がある場合を除くほか、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者となったとき。
- (2) 入札参加者が死亡（法人にあっては消滅又は解散）したとき。
- (3) 営業停止命令を受けたとき。
- (4) 柏崎市物品調達に係る業者等指名停止措置要領（平成22年制定）に基づく指名参加停止の措置を受けたとき。
- (5) 柏崎市暴力団排除条例（平成24年条例第56号）に基づき、入札参加除外の措置を受けたとき。
- (6) 入札参加資格条件を満たさなくなったとき。
- (7) 虚偽又は不正の事実に基づいて参加資格を得たことが明らか

になったとき。

2 入札参加者又はその者の代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者が、次の各号のいずれかに該当する者となった場合は、当該参加資格又は指名を取り消すものとする。ただし、市長が特別の必要があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に製造若しくは受注した業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、この公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（入札保証金の納付等）

第4条 入札参加者は、柏崎市財務規則（平成16年規則第5号。以下「財務規則」という。）で定めるところにより、入札保証金の納付又はこれに代わる担保の提供をしなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除される者については、この限りでない。

（入札の延期など）

第5条 妨害、不正行為、入札参加者の連合その他入札を公正に執行することができない事由が生じ、又は生じるおそれがあると認められるときは、入札期日を延期し、又は入札を取りやめることがある。

（入札参加申込書等の提出）

第6条 入札参加者は、公告又は指名通知書（以下「公告等」という。）に記載された必要な書類を定められた期限までに提出しなければ

ならない。

(質疑書の提出)

第7条 仕様書等の内容に質問がある場合は、公告等に記載された提出期限までに質疑書を契約検査課へ提出すること。

2 提出方法については、公告等を参照すること。

3 質疑書に対する回答は、原則、質疑書提出期限の日から起算して3日以内（柏崎市の休日を定める条例（平成元年条例第31号）に規定する市の休日（以下「閉庁日」という。）を除く。）に市ホームページで公表する。

(同等品による入札)

第8条 仕様書等で「同等品可」とする物品は、例示品として示したメーカー・型番の品目のほか、それと同等以上の物品（以下「同等品」という。）を選定して、入札に参加することができる。この場合は、公告等に記載された提出期限までに同等品確認申請書兼承認書に必要書類を添えて契約検査課へ提出し、可否の判断を受けること。

2 提出方法及び添付書類については、公告等を参照すること。

3 同等品可否決定の通知は、原則、同等品確認申請書兼承認書提出期限の日から起算して3日以内（閉庁日を除く。）に市ホームページで公表する。

(入札の辞退等)

第9条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまではいつでも入札を辞退することができる。なお、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

2 入札を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札の執行前にあっては、入札辞退届を電子メール又は直接持参するものとする。

(2) 入札の執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出するものとする。

(公正な入札の確保)

第10条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはな

らない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意志、入札価格又は入札書その他入札に関する書類（以下「入札書等」という。）の作成について、いかなる相談も行ってはならず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意志、入札価格又は入札書等を意図的に開示してはならない。

（入札）

第11条 入札参加者は、公告等に定める方法により、期間内に財務規則第163条で定めるところにより、入札書を提出しなければならない。

2 代理人に入札に関する行為をさせようとするときは、入札開始前までに委任状を提出し代理権の確認を受けなければならない。

3 入札開始時刻までに受付（代表者の場合は名刺の提出又は身分証明書の提示、代理人の場合は委任状の提出）を済ませていない場合は、入札会に参加することはできない。

4 入札書の書き方等の留意点については、別記に定めるものとする。

（入札会への無断欠席の措置）

第12条 入札開始時刻までに辞退の届出がなく、入札会における受付がない者は、入札に参加することができない。この場合の取扱いは、入札における辞退とする。

（入札書に記載する金額）

第13条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）が落札価格となるため、入札参加者は、別に指示等がある場合を除き、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の税抜金額を入札書に記載しなければならない。

（入札書の書換え等の禁止）

第14条 入札参加者は、一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(開札)

第15条 開札は、財務規則第166条の定めるところにより、入札会場において入札参加者の面前で入札事務に關係のない職員立会いの下、直ちに行う。

(入札の無効)

第16条 財務規則第167条に定めるいずれかに該当する入札は、無効とする。

(落札者の決定)

第17条 落札者は、予定価格の制限の範囲内で有効な入札のうち最低の価格をもって入札した者（最低制限価格を設けた場合においては、最低制限価格以上の有効な入札のうち最低の価格を入札したもの）とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、又はその者と当該契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適合であるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 前項の規定によるもののほか、当該契約がその性質又は目的から前項の定めるところにより難いときは、予定価格の制限の範囲内で有効な入札のうち、価格その他の条件が最も有利なものを持って申込みをした者を落札者とする。

(くじによる落札者の決定)

第18条 落札とすべき同額の入札が複数あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、入札執行事務に關係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(再入札)

第19条 初度の入札において、予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、財務規則第170条に定めるところにより再入札に付すことができる。

(不調時の取扱い)

第20条 再入札によつてもなお、落札者がないときは、再入札に参

加した者の中から契約の相手方を選定し、随意契約の方法により契約を締結することがある。

2 再入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、前項の規定による随意契約の相手方となることができない。

(入札結果等の通知と契約書の作成)

第21条 落札者を決定したときは、その旨を当該落札者に対して口頭又は文書にて通知するとともに、財務規則第142条及び第143条の定めるところにより契約書を作成する。

(契約保証金)

第22条 落札者は、財務規則第144条の定めるところにより、当該契約締結の際に契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供をしなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除される者については、この限りでない。

(市議会の議決を要する契約)

第23条 柏崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約を締結しようとする場合には、議決を得たときに本契約として成立する旨を記載した仮契約書により、仮契約を締結するものとする。

(異議の申立て)

第24条 入札者は、入札後、この心得、仕様書その他の関係書類についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札結果の公表)

第25条 入札結果は、市ホームページにより公表する。公表対象は、契約検査課で執行した入札とする。

附 則

この心得は、令和7年1月16日から施行する。

別記

入札書の書き方等の留意点

- 1 柏崎市所定の入札書様式を使用してください。
- 2 入札書に記載する入札番号、品名及び入札年月日に誤りのないようにお願いします。
- 3 契約検査課において執行する制限付一般競争入札及び指名競争入札については、入札書を封入する封筒は不要とします。入札される際は、入札書の金額が見えないように2つ折りか裏返して提出してください。
- 4 入札書に記載する金額は、次の点に注意してください。
 - (1) 桁ずれ等誤りのないようにお願いします。金額を訂正した入札は、無効となります。
 - (2) 見積った金額の110分の100（軽減税率適用の場合は108分の100）に相当する金額を記載してください。消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税者であるかを問いません。

入札書記載金額（税抜）

$$= \text{契約希望金額（税込）} \times 100 / 110 \text{（又は} 108 \text{）}$$

- (3) 単価契約に係る入札にあっては、予定総額と内訳の両方（ともに消費税抜きの額）を、上記の計算に基づき、記載してください。
- (4) 再入札・再々入札において、入札書に記載するのは、予定総額（消費税抜き）のみとします。

5 再入札について

- (1) 入札は3回（初回、再入札、再々入札）までです。入札書を3枚用意し、再入札となった場合は、入札書の頭に「再」（再々入札には「再々」）と記入してください。入札書提出の際、提出順序に誤りがないようにご注意ください。
- (2) 再入札の際に入札書に記入する金額は、初回（又は再入札）の際に最低の入札金額を投じた事業者名及び金額を読み上げるので、その金額未満を記載してください。
- (3) 再入札において入札参加者が1人になった場合は、入札を打ち

切ります。

- (4) 再入札に応じられない場合は、速やかに辞退届（再入札書に再入札を辞退する旨を記載することも可）を入札執行職員に提出してください。

6 落札決定について

- (1) 落札決定は、入札書に記載された金額に当該金額の 10%（軽減税率適用の場合は 8%）に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とします。
- (2) 単価契約に係る入札の落札決定は、入札書の予定総額により行います。
- (3) 落札した方は、後日、内訳明細書を提出してください。